

居宅介護支援重要事項説明書

<2024年4月1日 現在 >

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-355-8805 (午前 9時～午後 6時まで)

担当 お客さまサービス課

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. おもと介護多摩事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	おもと介護多摩事業所
所在地	東京都多摩市落合3-11-2
介護保険指定番号	居宅介護支援 (東京都 1375000740 号)
サービスを提供する地域 *	多摩市、八王子市、町田市、稲城市、およびその近隣市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名()		事業所管理	1名()
介護支援専門員		2名(1)	0名()	ケアプラン作成	2名(1)
事務職員		0名()	0名()	経理事務	0名()

()内は男性再掲

(3) 営業時間

平日	午前9時～午後6時
土・日	休み

* 緊急連絡電話 042-355-8805

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

1、居宅介護支援のお申し込み(ご相談)	4、要介護(要支援)認定
2、要介護認定の申請(市区町村)	5、ケアプラン作成 (居宅介護支援事業所との契約)
3、訪問調査	6、サービス利用

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日お住まいの市窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

基本料金(費用総額)	介護度1・2	12,076円
	介護度3・4・5	15,690円
別途加算(減算)料金	特定事業所集中減算	-2,224円
	初回加算	3,336円
	特定事業所加算Ⅰ	5,771円
	特定事業所加算Ⅱ	4,681円
	特定事業所加算Ⅲ	3,591円
	特定事業所加算A	1,267円
	特定事業所医療介護連携加算	1,390円
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,780円
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,224円
	退院退所加算Ⅰ1	5,004円
	退院退所加算Ⅰ2	6,672円
	退院退所加算Ⅱ1	6,672円
	退院退所加算Ⅱ2	8,340円
	退院退所加算Ⅲ	10,008円
	通院時情報連携加算	556円
	緊急時カンファレンス加算	2,224円
ターミナルケアマネジメント加算	4,448円	

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができます、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法(保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払わない場合)

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、7日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座振替の3通りの中からご契約の際に双方の合意により決定します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出されればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(2) サービス利用のために

事項	有無	備考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法 <注1>	—	当社書式による
介護支援専門員への研修の実施	○	年1回 研修を実施しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料	×	前記4の(3)参照
その他		

7. サービス内容に関する苦情

① 当社お客さま相談・苦情担当

当社の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 お客さまサービス課 電話 042-355-8805

② その他

当社以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

多摩市健康福祉部 電話 042-338-6901
東京都国民健康保険連合会 電話 03-6238-0011

8. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社萬年青介護
代表者役職・氏名	代表取締役 小菅 玲子
本社所在地	東京都多摩市落合3-11-2
本社電話番号	042-355-8805
定款の目的に定めた事業	1 介護保険法に定める居宅介護支援事業 2 介護保険法に定める次の居宅サービス事業 (1)訪問介護サービス (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導 (6)通所介護 (7)デイサービス事業 (8)短期入所生活介護 (9)デイサービス事業及び地域生活援助事業 (10)痴呆対応型共同生活介護 (11)デイサービス事業 (12)福祉用具貸与 3 地方公共団体から委託を受けた介護認定調査業務の請負 4 医療に対するコンサルタント業務 5 身体介護 6 ホームヘルパー・介護福祉士・ケアマネジャー育成のための研修 および養成に関する事業 7 医療用機器・介護機器の販売および賃貸 8 身体障害者福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業 及びデイサービス事業 9 知的障害者福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業、 デイサービス事業及び地域生活援助事業 10 児童福祉法に基づく居宅介護等事業、短期入所事業及び デイサービス事業 11 老人ホーム等の設立運営管理 12 清掃、洗濯、調理、買物等家事代行 13 清拭、洗髪、入浴介助、排泄介助、食事介助、外出介助等 身体介護 14 鍼灸治療院の経営 15 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業 16 障害者自立支援法に基づく相談支援事業 17 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業 18 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業 19 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 20 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 21 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 22 介護保険法に基づく訪問型サービス事業 23 介護保険法に基づく通所型サービス事業 24 前各号に付帯する一切の業務
営業所数等	(介護予防)訪問介護 1ヵ所 (介護予防)通所介護 1ヵ所 居宅介護支援 1ヵ所

2024年4月1日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 東京都多摩市落合3-11-2
名称 おもと介護多摩事業所 印

説明者 所属 おもと介護多摩事業所
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印